

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例及び同条例施行規則実施要綱

1 趣旨

この要綱は、大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年大阪府条例第 2 号。以下「条例」という。）及び大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年大阪府規則第 57 号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 入所者又は入居者が選定する特別な療養室及び食事の提供に係る費用の基準

規則第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 12 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の知事が別に定める基準は、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成 12 年厚生省告示第 123 号）とする。

3 利用料等

規則第 6 条第 2 項、第 12 条第 2 項の知事が別に定める費用の内容は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示 419 号）に定めるところによる。

4 感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等

規則第 8 条第 2 号の知事が別に定める手順に沿った対応は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年厚生労働省告示第 268 号）による。

5 介護医療院で実施する療法

条例第 18 条第 1 項第 5 号の知事が定める特殊な療法、新しい療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成 12 年厚生省告示第 124 号）に定める療法とする。

6 介護医療院で使用する医薬品

条例第 18 条第 1 項第 6 号の知事が定める医薬品は指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成 12 年厚生省告示第 125 号）に定める医薬品とする。

7 その他の事項の取扱い

2 から 6 までに定める事項以外の事項の取扱いについては、大阪府独自基準に係る部分を除き、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関

する基準について（平成 30 年 3 月 22 日付け老老発 0322 第 1 号通知）に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。